令和８年度（令和９年４月採用）
長久手市一般任期付職員（スクールソーシャルワーカー）
採用候補者試験
募集要項

1 試験区分･採用予定人員等

試験区分	採用予定人数	受験資格
スクールソーシャルワーカー（SSW）	1名	昭和41年4月2日 以降に生まれた人で、次のいずれにも該当する人 ア 学校教育法に基づく短期大学（高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む）以上を卒業した人 イ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人 ウ 令和8年10月31日時点で、スクールソーシャルワーカー（※3）に関する実務経験を直近10年間で通算2年以上有していること（実務経験は、1年以上の経験かつ週20時間以上を通算する）

※1 実務経験は、令和８年10月31日時点で、受験資格を満たしていることが必要です。

※2 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

※3 学校教育法施行規則第65条の4に基づくスクールソーシャルワーカー（学校に在籍する児童生徒、保護者の様々な困難を抱える人たちへ行う相談支援、関係機関との連携、生活支援、自立支援等を行うこと）

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

⑴ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人

⑵ 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

⑶ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人

⑷ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2　任用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※任用期間は、5年を超えない範囲で更新する場合があります。

3　主な職務内容

・スクールソーシャルワーカー体制構築事業（不登校児童生徒等への支援体制の充実に向け、学校、庁内関係部署及び外部関係機関との連携体制の構築、困難事例への対応方法の整理、他スクールソーシャルワーカーへの助言・支援及び業務調整、業務運営の仕組みづくり等を行い、3 年間で組織的かつ継続的に支援を行うことができる体制を整備する事業。）

・スクールソーシャルワーカー業務

⑴ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ（児童生徒・保護者への相談支援、家庭訪問等）

⑵ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

⑶ 学校内における支援チーム体制の構築、支援

⑷ 教職員等への専門的見地からの助言・支援

⑸ 児童生徒、保護者及び教職員を対象とした研修・啓発活動

⑹ その他、所属長（または教育委員会）が必要と認める関連業務

4　試験日時等（予定）

区分	日時	合格発表
第1次試験	**令和9年1月9日（土）** （詳細は、 LoGo フォームの マイページに通知（電子文書）をお送りします。	**1月20日（水）頃** （市ホームページにて合格者の受験番号を公表）
第2次試験	**令和9年2月3日（水）** （詳細は、第1次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知（電子文書）をお送りします。）	**2月下旬頃** （郵便にて通知）

※1　試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

※2　LoGo フォームのマイページに通知（電子文書）が登録されると、申請時に登録したメールアドレスに「電子文書発行のお知らせ」が届きますので、必ずマイページから電子文書をダウンロードしてください。

5 試験方法

区分	内容
第1次試験	**書類審査** （提出された試験申込書及び職務経歴書を下記のとおり審査します。※1 月9日（土）に受験者に行っていただくことはありません。） ・試験申込書の過去の実務経験の中で得た知識・能力及び自己 PR が7割以上書かれているか ・職務経歴書の内容が受験資格に該当しているか
	能力検査試験（SPI3） （テストセンター方式で受験していただきます。）
	プレゼンテーション試験 （自己PRを行い、それに対する質問を行います。） （オンラインでの実施については、ご相談のうえ対応いたします。）
第2次試験	**口述試験** （主として人物について、個別面接による試験を行います。）

※ 試験内容は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

6 受験手続

区分	内容
申込方法	**[インターネットによる申込(原則)]** 下記のURL(長久手市電子申請システム(LoGo フォーム)) に接続し、画面の指示に従って入力してください。 https://logoform.jp/f/u3LxM **《注意事項》** ア パソコンや通信回線上の障害等により、期限までに申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、期限までに余裕をもって申込みください。 イ インターネット申込みの際のファイル名は、下記の名称としてください。 試験申込書:**「試験申込書(氏名)」** 職務経歴書:**「職務経歴書(氏名)」** ウ 申込時に入力したメールアドレスに、受付完了通知(メール)が送信されます。受付完了通知(メール)が届かない場合は、人事課まで電話で問い合わせください。 ※ 原則、インターネットによる申込みをお願いしておりますが、困難な場合は、窓口又は郵送でも下記のとおり受け付けます。 その場合、各試験の通知はメールで送信させていただきます。 [持参による申込] 下記①～③の書類を人事課へ、原則本人が提出してください。 [郵送による申込] 下記①～③の書類を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課まで書留郵便でお送りください。 なお、書類の不備について、申込締切後でもメールや電話にて修正をお願いすることがありますが、連絡が取れなかった場合は、申込みを受理することができませんので、ご了承ください。
提出書類	提出書類は以下のとおり ①試験申込書 ②職務経歴書 ③社会福祉士登録証又は精神保健福祉士登録証いずれかの資格証明書の写し

	※以下の書類については第2次試験受験時に提出していただきます。 ・卒業証明書 《注意事項》 ア　手書きで作成した書類を PDF にする際は、複合機やスキャナー等でスキャンして PDF にしてください（写真で撮影したものは不可）。 イ　持参または郵送で提出する場合、試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。 ウ　写真（上半身、脱帽、正面向、縦4㎝×横3㎝）は、3か月以内に撮影したものを試験申込書と受験票への貼付用の2枚用意してください（インターネット申込みの場合は1枚（受験票への貼付用））。 持参または郵送による申込みの場合は、試験申込書及び受験票に貼ってください。 インターネットによる申込みの場合は、試験申込書の写真欄にデータで貼り付けた後、試験申込書をPDF形式に変換してください。 エ　受験票は、ホームページから様式をダウンロードし、LoGo フォームのマイページにお送りする電子文書にて公表する受験番号を記入の上、試験申込書に添付したものと同じ写真を貼付して、第1次試験受付時に提示してください。 オ　記入の際は、消えるボールペンは使用しないでください。 カ　最終学歴が大学院修了以上の方は、大学院の修了証書等に加え、大学の卒業証明書も提出してください。 キ　最終合格決定後、合格者には職務経験の確認のため、在職証明書を提出していただきます。 ク　卒業証明書は、令和８年４月１日以降の証明日のものに限ります。 ケ　提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
受付期間	**［インターネットによる申込］** **令和8年11月24日（火）午前8時30分から令和8年12月18日（金）午後5時15分まで** ［持参による申込］ 令和8年11月24日（火）から12月18日（金）まで 受付時間　午前9時から午後4時まで （土曜日・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受け付けできません。） ［郵送による申込］

	令和8年11月24日(金)から令和8年12月18日(金)必着 【送付先】 長久手市役所市長公室人事課 住所　〒480－1196　長久手市岩作城の内60番地1 電話　0561－56－0604

7　給与

⑴　初任給(地域手当含む。)

例	給料及び地域手当
1級37号給	約261,036円
2級37号給	約279,936円
2級77号給	約293,652円

※　職歴等がある場合は、加算される場合があります。

⑵　その他諸手当

ア　期末手当　給料、地域手当等の2.525月分

イ　勤勉手当　給料、地域手当等の2.125月分

ウ　通勤手当　自家用車(月額最高38,700円)

公共交通機関(月額最高150,000円)

エ　住居手当　賃貸住宅(月額最高28,000円)

オ　扶養手当　子1人当たり(月額13,000円)

その他　1人当たり(月額6,500円)

カ　その他　　時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当など勤務実績により支給

⑶　給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

⑷　昇給は、原則として毎年1回行われます。

8　採用の時期

⑴　第2次試験に合格すると採用が内定されます。

⑵　採用が内定した人は、令和9年4月1日に採用され、教育部に配属されることとなります。

※　原則4月1日採用ですが、その前にも、本人の同意を得た上で採用する場合があります。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課

〒４８０－１１９６

長久手市岩作城の内６０番地１

電　話　０５６１－５６－０６０４（直通）

ＦＡＸ　０５６１－６３－２１００